水道施設及び給水装置緊急工事等覚書締結についての確認

給水装置工事事業者

給水装置工事事業者指定申請業者　様

水道施設及び給水装置緊急工事等覚書を締結することにより、下記の工事を請負うことができます。締結希望の有無をご記入のうえ、当紙面をご提出ください。

・請負うことができる工事

水道施設の配水管、弁栓類、消火栓並び給水装置の市管理部分で緊急を要する工事修膳。

・工事手順

1. 工事発注は、刈谷市水道事業（以下「発注者」）が緊急工事等通知書により通知し、受注者は請書を発注者に提出し請負契約を行う。

↓

1. 受注者は、工事完了後に緊急工事等完了報告書を発注者に提出。

↓

1. 工事費（契約金額）は、発注者が受注者から提出された緊急工事等完了報告書を精査し、発注者の定める設計積算基準に基づき算定する。

↓

1. 発注者は、算定した金額を緊急工事等契約金額通知書により受注者に通知する。

**上記内容を確認し、水道施設及び給水装置緊急工事等覚書の締結を**

1. **希望します　　　・　　　②希望しません**

**＊どちらかに○をお付けください。**

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名